令和８年10月19日 現在

置賜森林管理署

番号	入林予定の場所 有林野名・林班等）　※立入禁止区域	ニホンジカ	クマ	イノシシ	ウサギ	ヤマドリ	キジ	その他	捕獲方法 銃器・網・わな	入林の期間			入林の目的	申請者 団体・個人等）	 県内・外）	入林者 人数	備考
1	小国町の国有林（立入禁止区域を除く）	○							銃器・わな	R8.4.10	～	R9.3.31	有害鳥獣捕獲	団体	県内	80	
2	小国町の国有林全域（立入禁止区域を除く）							○	銃器・わな	R8.4.10	～	R9.3.31	有害鳥獣捕獲	団体	県内	79	
3	小国町の国有林全域（立入禁止区域を除く）			○					銃器・わな	R8.4.10	～	R9.3.31	有害鳥獣捕獲	団体	県内	80	
4	高畠町・米沢市の国有林全域（立入禁止区域を除く）		○	○	○				銃器	R8.11.15	～	R9.3.31	狩猟	団体	県内	130	
5	小国町・飯豊町・白鷹町・川西町・高畠町・南陽市・米沢市・長井市の国有林全域（立入禁止区域を除く）	○	○	○		○	○	○	銃器・網・わな	R8.11.15	～	R9.2.15	狩猟	団体	県内	41	
6	小国町・飯豊町・白鷹町・川西町・高畠町・南陽市・米沢市・長井市の国有林全域（立入禁止区域を除く）	○	○	○		○	○	○	銃器・わな	R8.11.15	～	R9.3.31	狩猟	団体	県内	114	